

● 貴族 令

二 公侯爵

年齢は満二十五歳に達したる者

三 伯子男爵各々共同爵中より選舉せられたる者

年齢は満二十五歳に達したる男子、任期は七ケ年、議員數は伯子男

爵各々總數五分の一

四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者

年齢は満三十歳以上の男子、年期は終身

五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者

年齢は満三十歳の男子、議員數は十五人中より一人を互選す、任期は七ケ年

第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

第三條 公侯爵を有する者満二十五歳に達したるときは議員たるべし

第四條 伯子男爵を有する者にして満二十五歳に達し各々其の同爵の選に當りたる者

の七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む

第五條 國家に勳勞あり又は學識ある満三十歳以上の男子にして勅任せられたる者の終身議員たるべし

第六條 各府縣に於て満三十歳以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其の選に當り勅任せられたる者の七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む

第七條 國家に勳勞あり又は學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員の有爵議員の數に超過することを得ず

(問) 二條以下七條に到る法條は命文の如くなれば別に解義は承らなくも宜しい  
でありませしやう

(答) 左様前條に於て説明したれば此分は説明を省略すべし

● 貴族院令



● 貴族院令

第八條 貴族院の天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す

第九條 貴族院の其の議員の資格及選舉に關する争訟を判決す其の判決に關する規則の貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし

第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又ハ身代限の處分を受けたる者あるときハ勅命を以て之を除名すべし

貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者の議長より上奏して勅裁を請ふべし  
除名せられたる議員の更に勅許あるに非ざれば再び議員となることを得ず

第十一條 議長副議長の議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし  
被選議員にして議長又ハ副議長の任命を受けたるときハ議員の任期間其の職に就くべし

(問) 第八條より第十一條迄の明文の通解を承り度う存じます

(答) 承知せり貴族院は 天皇陛下の諮詢に應へ奉り華族の特權に關する條項を議決す

● 貴族院令終

● 貴族院令

第九條は貴族院の議員の資格及選舉に關する争訟を判決す貴族院の訴訟判決議定は全院にて議定し上奏して裁可を請ふ

第十條は議員の資格の罰則を掲げたるものなれば明文の如くにして解義を要せざるなり

第十一條は議長副議長の任期を定めしものなれば此又明文の如くなれば説明せず

第十二條 此の勅令に定むるもの、外ハ總て議院法の條規に依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又ハ増補するときは貴族院の議決を経べし

第十二條此の勅令に定むるもの、外ハ總て議院法の條項に依る

第十三條將來此の勅令の條項を改正し又ハ増補するときは貴族院の議決を経べし

○答辨者曰く以上の二條は此貴族院令の定むる外は皆議院に憑る事と將來此勅令の條項を改正し又ハ増補するときは貴族院の議決を経るを要すと云ふに止まり別に解説するの要義なければ之を畧す



朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

遞信大臣	子爵榎本武揚
文部大臣	子爵森有禮
陸軍大臣	伯爵大山巖
內務大臣兼	伯爵松方正義
大藏大臣	伯爵山田顯義
司法大臣	伯爵井上馨
農商務大臣	伯爵西鄉從道
海軍大臣	伯爵隈重信
外務大臣	伯爵伊藤博文
樞密院議長	伯爵黑田清隆



通俗問答會計法說明

法律第四號

會計法

第一章 總則

第二章 豫算

第三章 收入

第四章 支出

第五章 決算

第六章 期滿免除

第七章 歲計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第八章 政府の工事に及物件の賣買貸借

第九章 出納官吏

第十章 雜則

第十一章 附則

● 會計法



會計法

● 會計法

(問) 諸君より會計法の御説明を承り度うぞんじませ

(答) 承知せり諸會計法とは日本全体の入費を帝國議會に於て議し了り其議決の豫算金額を以て日本の會計を整理するの法である是より進んで每章の説明に入る事に致しましょう

諸第一章は総則即ち此會計法三十三條の全体に通じ適用する法條であります

而して政府の會計年度とは毎年四月一日に始り翌年三月三十一日迄を一ケ年と規定せられ其會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで何うでも斯うでも悉皆完結即ち仕揚げてしまふ規定であります

(問) 歳入歳出とは如何なる事を指して言ふものでありますか

(答) 歳入とは租税其他一切の收納を云ひ歳出とは日本全國一切の政費を總て歳

出と云ふのである

(問) 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費へ流用する事は出來まするか

(答) 否決して甲年度經費を以て乙年度の經費へ流用することは出來ません

(問) 國會の開設後の各官廳の經費の如何ういふ都合でありますか

(答) さよう何れの官廳も皆悉くあてがいふちにて法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することは出來ません

第一章 總則

第一條 政府の會計年度の毎年四月一日に始まり翌年三月三十日に終る

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算に編入すべし

● 會計法



●會計法

四

第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず

第四條 各官廳に於ての法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

(問) 本章は豫算の事を規定したるものなりと思ひます其事をお話し下さい

(答) 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出するものである

(問) 豫算中の豫備金は如何なる時に使用するものでありますか

(答) 其豫備金の使用法は第一には避くべからざる豫算の不足を補ふのと第二には豫算外に生じたる必要の費用に充つるものである……最も此の豫備金を使用したる時は年度經過後帝國議會に提出して其議會の承諾を求めねばならん

(問) 毎年度大藏省 證券發行の最高額の矢張り帝國議會に提出しませざるか  
(答) 第九條規定の如く帝國議會に提出して其協賛を経なければならん  
第五條 歳入歳出の總豫算の前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし  
第六條 歳入歳出の總豫算の之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區別すべし

總豫算に帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし

第二 其の年三月三十一日に終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一 豫備金の避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二 豫備金の豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす

●會計法

五



●會計法

第八條 豫備金を以て支辨したるものゝ年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大藏省證券發行の最高額ハ帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

(問) 本章收入の義のお話しを承り度存じます

(答) 租税なり其他の法律命令に規定しある税金にして政府に歳入するものハ其規則毎に極められし期限には必らず徴收せらるべし

(問) 總ての租税を徴收する人に規程のあるものでありまじやう

(答) 最も租税と取立つるものは法律命令に定めありて其定められたる當該官吏の資格を備へたるものでなければ租税を徴收したり又は他の收納を取扱ふ事は出來ない

第十條 租税及其他の他の歳入ハ法律命令の規程に従ひ之を徴收すべし

法律命令に依り當該官吏の資格ある者に非ざれば租税を徴收し又ハ其他の歳入を

收納することを得ず

(問) 何故に此規定を設けられしものであります

(答) 租税を徴收するものを一定するは素より必要にして若し是れを一定せざれば種々の奸策を巧みに拵へ徒に人民より金圓を欺り取るものがあるから最も嚴定なし置ねばならぬものである

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額ハ其の年度の歳入を以て之を支辨すべし

(問) 支出とは如何なる事を云ひまするか

(答) 支出とは議院にて議決したる豫算金額を以て其年度の經費を支辨するを謂ふものである

(問) 支出は何人が如何なる制規の範圍内にて取扱ふものであります

(答) 經費の支出は國務大臣の爲すべきものである然れども其取扱ひにも又制規

●會計法



●會計法

がある

第一國務大臣の豫算に定められたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することは出来ん

第二國務大臣の其所管の収入金を國庫に一旦納めずして使用することは出来ん

第三國務大臣は其の己れの管轄する處の定額を使用する時は自己或ひ其代理を命じたる者より國庫に向て仕拂ひ命令を發しなければ其定額を使用する事は出来ん最も法律命令に通せざる仕拂ひなる事を要すとうでなければ國庫は仕拂をなさざるべし

(問) 國務大臣は現金の支拂ひを爲す事を得べきものでありまじか

(答) 最も第十五條の各項に定めあるものなれば日本銀行等政府の命じた銀行より現金支拂を爲さしむる事は出来る然し正當の債主が其代理人でなければ支拂ひ命令を發する事は出来ない

第十二條 國務大臣の豫算に定められたる目的の外に定額を使用し又の各項の金額を彼此流用することを得ず

國務大臣の其所管に屬する収入を國庫に納むべし直に之を使用することを得ず

第十三條 國務大臣の其所管定額を使用する爲に國庫に向つて仕拂命令を發すべし但し別に定むる所の規定に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫の法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣の政府に對し正當なる債主若し其の代理人の爲にするに非ざれば仕拂命令を發することを得ず

左の諸項の經費に限り國務大臣の主任の官吏に委任し又の政府の命じたる銀行に委任して現金支拂と爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令と發することを得

●會計法

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費



●會計法

第四 前項の外總て外國に於て仕拂と爲す經費

第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂と爲す經費

第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓に滿たざるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までと限る

第五章 決算

○答辯者曰く本章は總決算書の様式と夫れに附屬せしむる検査報告の種類書を示したるものなれば隨て條文も明瞭簡易なり故に問答を爲すの必要なければ説明をなさざるなり

第十六條 會計検査院の検査と經て政府より帝國議會に提出する總決算の總豫算と同

一の様式と用ゐる左の事項の計算と明記すべし

歳入の部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

收入未濟歳入額

歳出の部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令濟歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算に會計検査院の検査報告と俱に左の文書と添附すべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

●會計法



●會計法

- 第四 前項の外總て外國に於て仕拂と爲す經費
- 第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂と爲す經費
- 第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓に滿たざるもの
- 第七 場所の一定せざる事務所の經費
- 第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までと限る
- 第五章 決算

○答辯者曰く本章は總決算書の様式と夫れに附屬せしむる検査報告の種類書を示したるものなれば隨て條文も明瞭簡易なり故に問答を爲すの必要なければ説明をなさざるなり

- 第十六條 會計検査院の検査と經て政府より帝國議會に提出する總決算の總豫算と同様の様式と用ゐる左の事項の計算と明記すべし
  - 歳入の部
    - 歳入豫算額
    - 歳入未済歳入額

●會計法

- 調定済歳入額
- 收入済歳入額
- 收入未済歳入額
- 歳出の部
  - 歳出豫算額
  - 豫算決定後増加歳出額
  - 仕拂命令済歳出額
  - 翌年度繰越額
- 第十七條 前條の總決算に會計検査院の検査報告と俱に左の文書と添附すべし
  - 第一 各省決算報告書
  - 第二 國債計算書
  - 第三 特別會計計算書
  - 第六章 期滿免除



● 會計法

(問) 本章に定められたる期滿免除とは如何なる理由で御座りますか

(答) 期滿免除とは仮令何事によらず多數年限を經過すれば互に事を忘却するのみならず其證左となるべきものを失ふものである故に政府は政府と人民の間に於て五箇年の期滿免除を定め特別規定なき限りはお互に五ヶ年内に促をせざれば五ヶ年後に至れば双方辨償の義務を免がれ取立の債主權を失ふものと定められたり若し是れを定めなければ双方同一の支拂を再三なさざるを得ざる不幸を蒙る事がある總て期滿免除は權利義務の再發を豫防するの良法にして民事あり刑事なりに附屬し居るものである

第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求若くは仕拂の請求を爲さざるものハ期滿免除として政府ハ其の義務を免るゝもの

とす

但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものハ各々其の定むる所に依る

第十九條 政府に納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年内に上納の告

● 會計法

知を受けざるものハ其の義務を免るゝものとす

但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものハ各々其の定むる所に依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

(問) 此章は歳計の剩餘定額繰り越し豫算外收入及び定額戻入を規定したるものでありますか

(答) 左様質問の如く毎年度の豫算定額に剩餘あるときは翌年度に繰り入れ又仮令ハ千圓の豫算定額の工事が其年度に出来上らず爲めに其支拂ひを其年度に爲さざるときは翌年度に繰越し翌年度に於て工事が出来上れば其年前年度の繰越金を以て之を支拂ふ又其工事が數年に渡るものにして繼續費として總額を定めたるものは遞次繰越して使用し誤拂ひはし過ぎ等第二十三條に定めたる種類は皆定額に戻し入るゝことを得るものじやと云ふ事を規定したるものである

第二十條 各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべし



● 會計法

第二十一條 豫算に於て特に明許したるもの及一年度内に終るべき工事又の製造にして避くべからざる事故の爲に事業を遅延し年度内に其の經費の支出を終らざりしもの之を翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 數年を期して竣功すべき工事製造及其の他の事業にして繼續費として總額を定めたるもの毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條 誤拂過渡とありたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する收入及其の他一切豫算外の收入の總て現年度の歳入に組入るべし

但し法律勅令に依り前金渡概算渡繰替拂を爲したる場合に於ける返納金の各々之を仕拂ひたる經費の定額に戻入る、ことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

● 答辯者曰本章は命文の如く政府の工事及物件の賣買は別項第一より第十四に至る物件の外は競賣を爲し又軍艦兵器彈藥の三種の物品は現金にて買入る、なれども其外の物品は總て前金拂ひにて買入る、事はならんと云ふのみの規定なれば別に詳

しき説明を要せず

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又の物件の賣買貸借の總て公告して競争に付すべし

但し左の場合に於ては競争に付せず隨意の約定に依ることを得べし

第一 一人又一會社にて專有する物品を買入れ又の借入る、とき

第二 政府の所爲を秘密にすべき場合に於て命ずる工事又の物品の賣買貸借を爲すとき

とき

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきとき

第四 特殊の物質又の特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又の生産者製造者より直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家に命ずるに非ざれば製造し得べからざる製造品及機械を買入るとき

第六 土地家屋の買入又の借入を爲すに當り其の位置又の構造等に限ある場合

● 會計法



● 會計法

第七 五百圓を超ゆる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積価格二百圓を超ゆる動産を賣拂ふとき

第九 軍艦を買入る、とき

第十 軍馬を買入る、とき

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又は物品を買入る、とき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接

に買入る、とき

第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に買入る、とき及政府の設立に係

る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を買入る、とき

第十四 政府の設立したる農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒

の製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲に前金拂を爲すことを

得ず

第九章 出納官吏

(問) 本章 出納官吏の規程は如何でありまを詳細の御説明を承り度存じます

(答) 本章も別に詳細に説明する程の明文の中に意味はありませぬ故に總体のお話

しを致しませう

借政府に雇はれ出納の事務に屬する官吏は現金物品の出納事務を掌り其自

己の負擔事務中は一切其責を負ひて検査院の判決の元に隸屬す故に其負擔

事務上失策あらんか此時に當りては其避け得べからざりし事實を會計検査

に證明し責任解除の判決を受くるにあらざれば其責を免る、事能ず仮令

盜難に罹り其保管の金員物件を奪はれんか此際に該り責任解除の判決を得

ざれば其奪はれし金品を辨償せざるべからず

(問) されば出納官吏は無資産の者で適合致すまじ

(答) さよう現金又は物品の出納を掌るに付き身元保證金を納めしむる事を要す

るときは勅令を以て之れを定めらるべし

● 會計法



● 會計法

(問) 仕拂命令の職務と現金出納の職務を兼勤せる事を禁じたるは如何なる譯で  
あります

(答) 仕拂と出納とは表裏の職務なり是れを兼勤せしむるときは種々差問を生ず  
べし故に之れが兼務を禁じたるものあらん

第二十六條 政府に屬する現金若し物品の出納を掌る所の官吏の其の現金若し物品に  
付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべし

第二十七條 前條の官吏水火盜難又し其の他の事故に由り其の保管する所の現金若し  
物品を紛失毀損したる場合に於て其の保管上避け得べからざりし事實を會計検査  
院に證明し責任解除の判決を受くるに非ざれば其の負擔の責を免るゝことを得ず

第二十八條 現金又し物品の出納を掌るに付身元保證金を納めしむることを要するも  
の勅令を以て之を定むべし

第二十九條 仕拂命令の職務の現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十章 雜則

(問) 本法は日本百般の會計上に通じ用ふべき法律でありませうか

(答) 否然らず特別須要に因りて本法に準據する能はざるときは特別に法律を以  
て會計の法を定むる事は出来る

第三十條 特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置するこ  
とを得

特別會計を設置するの法律を以て之を定むべし  
第三十一條 政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

(問) 日本銀行本支店である  
日本銀行本支店である

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものは明治二十三年四月一日より施行  
し其の關涉するものは帝國議會開會の時より施行す

第三十三條 本法の條項と抵觸する法令は各其の條項施行の日より廢止す  
通俗問答會計法説明終

● 會計法



2320  
162

46003

明治廿二年二月廿五日印刷  
全 年二月廿八日出板



者

大阪府平民

川原 梶三郎

大阪西區江戸堀北通三丁目  
五十五番屋敷寄留

大阪府平民

橫山 泰治郎

大阪南區順慶町三丁目三十  
九番地

印刷者

盛 功 社

大阪西區京町堀通四丁目廿  
七番屋敷

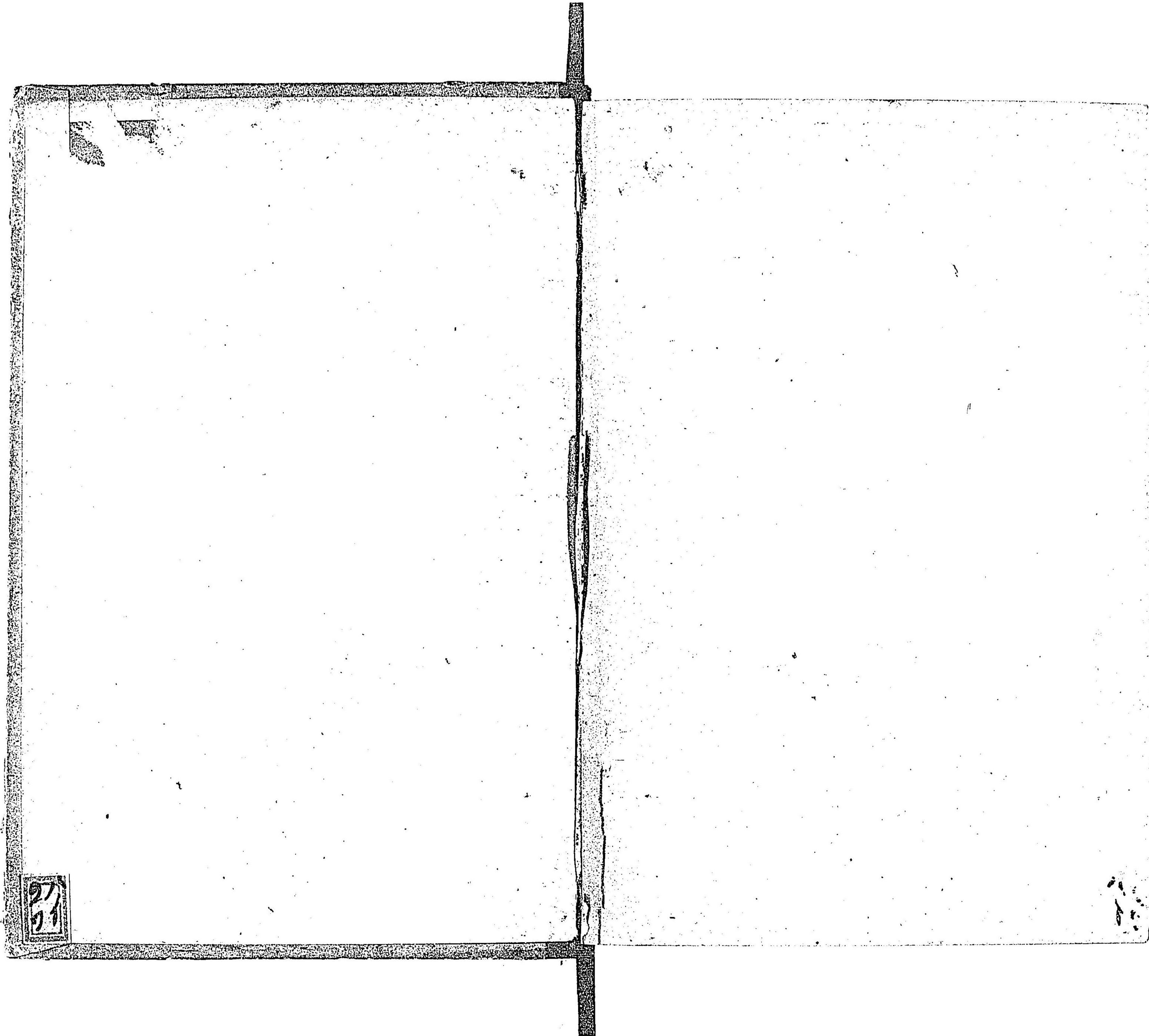
發賣所

兔屋 支店

大阪心齋橋通順慶町南入

定價二十五錢

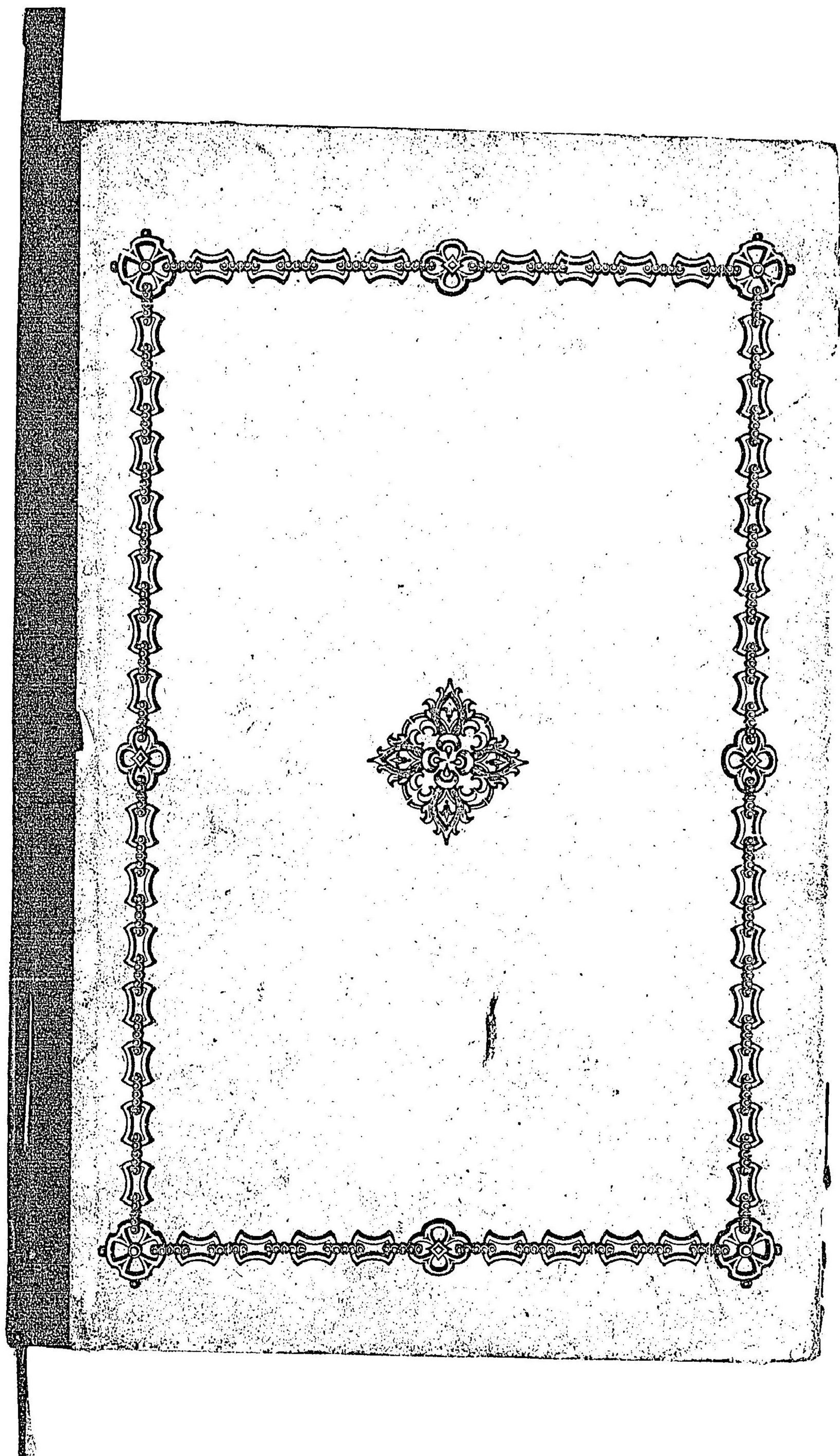




27

100







3320

162

問答 迎俗 帝國憲法說明

議院法 衆議院議員選舉法

會計法 貴族院令

浪華先生紀念會發行

031763-000-2

特14-114

帝國憲法說明

川原 梶三郎 / 著

M22

BBE-0391

